

福岡県IoT認定制度・先端成長産業分野の新製品広報支援事業実施要綱

(総則)

第1条 この要綱は、福岡県ロボット・システム産業振興会議（以下「振興会議」という。）が行う福岡県IoT認定制度・先端成長産業分野の新製品広報支援事業（以下「本制度」という。）について必要な事項を定める。

(制度の目的)

第2条 本制度は、県内に事業所等を有する企業（以下「県内企業」という。）が開発した、AI、IoT、ロボット等の先端成長産業分野における優れた製品・サービス（以下「先端成長産業分野関連製品」という。）に係る広報動画を振興会議が作成し、これを県内企業に使用させることにより、県内企業のビジネス展開を促進することを目的とする。

2 先端成長産業分野関連製品とは、申請の段階で開発途上であっても、振興会議又は福岡県 Ruby・コンテンツビジネス振興会議若しくは公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団から、製品開発・実証実験等の支援を現在受けているものも含むものとする。

(申請資格)

第3条 先端成長産業分野関連製品に係る広報動画（以下「広報動画」という。）の作成を申請することができる者は、次の各号の条件を満たす単独又は複数の企業等とする。

- (1) 単独の場合、振興会議会員又は福岡県 Ruby・コンテンツビジネス振興会議会員であり、かつ県内に研究、生産・活動拠点を有する企業（法人格を有していること）であること。
- (2) グループの場合、全ての構成員は振興会議会員又は福岡県 Ruby・コンテンツビジネス振興会議会員で構成されたものであり、かつグループのリーダーは県内に研究、生産・活動拠点を有する企業（法人格を有していること）であること。
- (3) 暴力団員、もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(申請)

第4条 広報動画の作成を申請する者（以下「申請者」という。）は、別紙様式による申請書を振興会議の会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(選定基準)

第5条 会長は、前条の規定による申請書を受領したときは、次に掲げる基準により審査し、採択又は不採択を決定するものとする。

- (1) 既に企業化されている先端成長産業分野関連製品と比べて優位性、獨創性を有するものであること。
- (2) 地域課題の解決に資するものであること。
- (3) ビジネス展開が期待される先端成長産業分野関連製品であること。
- (4) 広報動画の作成が、先端成長産業分野関連製品のビジネス展開に資すると見込まれること。

(選定委員会の設置)

第6条 会長は、第4条の規定により提出された申請書の申請内容について、福岡県IoT認定制度選定委員会（以下「選定委員会」という。）に選定基準の適合性、採択又は不採択の決定等について意見を聴く。

2 選定委員会の構成、運営等については、福岡県IoT認定制度選定要領に準ずる。

(選定結果の通知)

第7条 会長は、前条の審査結果を踏まえ、予算の範囲内において、申請者の中から採択又は不採択を決定し、当該申請者に通知するものとする。

(事業期間)

第8条 事業期間は、採択決定日から事業が終了した日又は令和3年3月19日のいずれか早い日までとする。

(広報動画の内容)

第9条 会長は、広報動画の基本的な構成を定め、採択した事業者（以下「採択事業者」という。）と協議の上、作成する広報動画の内容を決定するものとする。

(広報動画の作成)

第10条 会長は、広報動画作成に必要な作成業者及び採択事業者との撮影や編集に関する調整等を行い、採択事業者は、広報動画作成に必要な撮影や編集の協力、先端成長産業分野関連製品に関する情報・画像等の提供等を行うものとする。

(広報動画の著作権及び使用)

第11条 作成した広報動画に係る著作権は会長が保有し、振興会議及び本制度の成果普及活動に使用することができる。

2 採択事業者は、先端成長産業分野関連製品のビジネス展開を目的として使用する場合は、作成した広報動画を会長の許可なく使用することができる。

(広報動画使用の停止等)

第12条 会長は、採択事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広報動画使用の停止または使用方法の是正の指示を行うことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により採択を受けていた場合

(2) 法令違反等不正な行為があったと認められる場合

(3) 前各号に掲げるもののほか、会長が不相当と認める場合

2 会長は、前項の規定により使用の停止または使用方法の是正の指示を行うときは、速やかにその旨を当該認定事業者に通知するものとする。

3 前項の規定により通知を受けた者は、速やかに使用の停止または使用方法の是正を行わなければならない。

4 第1項の使用の停止または使用方法の是正により損失が生じた場合には、当該採択事業者がその責めを負うものとする。

(免責事項)

第13条 会長は、先端成長産業分野関連製品及びその広報動画について、採択事業者と第三者との間に紛争が生じ又は第三者に損害を与えた場合であっても、その責めを負わないものとする。

(報告及び調査)

第14条 会長は、必要があるときは、採択事業者に対して報告を求め、又は調査をすることができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月30日から施行する。